

請求対象である個人情報の本人であることを確認するために必要な書類

次の書類のいずれかであって、請求書に記載されている請求者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されているもの

- ・運転免許証
- ・健康保険の被保険者証
- ・外国人登録証明書
- ・住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード
- ・法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

請求対象である個人情報の本人の法定代理人であることを確認するために必要な書類

戸籍謄本等、請求書に記載されている請求者が請求対象である個人情報の本人の法定代理人としての資格を有することを証明する公的書類（ただし、請求をする日前三十日以内に作成されたものに限る。）